

介護福祉士の方が実地研修を実施する際の留意事項

平成28年以降の介護福祉士国家試験合格者等、喀痰吸引等業務の基本研修(医療的ケア)を修了している介護福祉士については、登録喀痰吸引等事業者として登録されている事業所で実地研修を受講する等により、介護福祉士の業として、喀痰吸引等業務を行うことが出来るようになりました。

【注意】

事業者は、介護福祉士の実地研修を実施する前に、必ず県に登録喀痰吸引等事業者の登録申請を行ってください。(登録特定行為事業者の登録だけでは、実地研修は実施できません。)

介護福祉士の方が実地研修を実施するには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ・ 就労事業所が大分県に「登録喀痰吸引等事業者」として登録をしている。
- ・ 指導看護師により実地研修の指導と評価を受け入れられる体制がある。
- ・ 実地研修を実施する介護福祉士が基本研修もしくは医療的ケアを修了していることを研修修了証、実務者研修修了証、卒業証明書等の書面で確認できる。

<その他の留意事項>

- ・ 事業者または登録研修機関は、対象となる損害賠償保険制度へ加入しておくなど、実地研修の実施に安全確保措置としての適切な対応を徹底すること
- ・ 緊急時の対応手順や連絡体制が整備されていること
- ・ 実地研修に対する研修協力利用者の同意があること
- ・ 実地研修に対する医師の指示書があること
- ・ 研修の実施方法、修得程度の審査方法については国の定める研修実施要綱に基づき、又は、これと同程度以上のものとする。

<ご注意ください>

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

・事業者が実地研修が修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
→登録事業者の取消等の処分(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7)

・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合
→介護福祉士との信用失墜行為の禁止(同法第45条)